

田辺市長 宛

申請者

担当者

印

電話

特別徴収義務者指定番号

申請の日前 6 ヶ月間の各月末の
給与の支払を受ける者の人員及
び各月の支払金額

支 払 給 与 額

臨時雇用がある場合

人員

支 払 給 与 額

人

四

人

年

年

年

年

年

申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

1. この承認を受けた場合は、承認の受けた日の属する月以降に支払う給与所得及び退職所得について特別徴収した市・県民税額を、次に掲げる支給期間ごとにとりまとめてそれぞれの納期限までに納付してください。

2. 承認を受けた事務所等の従業員が常時10人以上となった場合は、遅滞なく届出なければなりません。この場合、その届出の日の属する期間以後の期間については、この承認は効力がなくなります。

3. 従業員に転勤、退職等により異動が生じ、給与の支払を受けなくなった者がある場合には、従来のとおり、その日の属する翌月10日までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出しなければなりません。

※市役所処理欄	処理区分	却下の理由	発議	令和 年 月 日				施行	令和 年 月 日			
	決裁		課長	係長	担当者		市民税係処理	オンライン入力	処理日			
								リスト入力	処理日			
	承認		却下	合議	納税推進室					納入書発送	処理日	